

官民競争入札等監理委員会
施設・研修等分科会

第 1 回 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 1 回 施設・研修等分科会 議事次第

日時：平成 19 年 5 月 7 日（月） 14:15～14:55

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

- 1 . 開 会
- 2 . 施設・研修等分科会の検討テーマについて
- 3 . 施設・研修業務に関する今後の検討の進め方について
- 4 . 閉 会

< 出席者 >

（委員）

小幡主査、内山専門委員、岡本専門委員、黒川専門委員

（事務局）

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官

櫻井参事官 それでは第1回の「施設・研修等分科会」を始めさせていただきたいと思
います。当分科会は、本年2月14日に開かれました監理委員会におきまして、施設・研修
等関連業務が重点分野として選定されたということを受けまして、この分野における官民
競争入札等の対象事業の選定などについて御審議をしていただくという趣旨で設置された
ものでございます。

それでは、まず、本分科会を御担当いただきます委員、それから専門委員の皆様方を御
紹介させていただきたいと思います。

小幡純子委員です。

寺田千代乃委員ですが、本日、寺田委員は御都合のため御欠席でございます。

内山融専門委員です。

岡本義朗専門委員です。

黒川行治専門委員です。

以上、5名の方方で御審議をお願いしたいと思っております。

委員、専門委員の皆様方におかれましては、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、ここで官民競争入札等監理委員会事務局長であります中藤の方から一言ご挨拶
を申し上げたいと思います。

中藤事務局長 官民競争入札等監理委員会事務局の事務局長をしております中藤でござ
います。よろしくお願いいたします。施設・研修等分科会は各省庁にわたる大変守備範囲
が広い部分を御担当いただくこととなります。よろしくお願いいたします。この分野は公
共サービス改革法でも公共サービスの代表的な分野として列挙されているところでござ
います。公共サービス改革法は昨年施行されまして、今年度が本格的な導入の第1のステッ
プになると思いますので、どうか御多忙のところ御負担をおかけいたしますけれども、御
審議のほどよろしくお願いいたします。

櫻井参事官 それでは引き続き議事に入らせていただきたいと思います。施設・研修等
分科会に関しましては、監理委員会の決定によりまして、小幡委員に主査を、また寺田委
員に副主査をお願いすることとしております。したがって、以降の進行につきまして
は小幡主査をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小幡主査 それでは主査を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事に入りたく存じます。まず施設・研修等分科会の行う検討テーマについて、
事務局から御説明をお願いしたいと思います。

事務局 それではお手元にお配りさせていただいております、資料2「施設・研修等分
科会の当面の進め方について(案)」に基づきまして、御説明申し上げたいと思います。

本分科会につきまして、1.の「(1)分科会の位置付け」でございしますが、本分科会
では、新規のテーマ、民間等要望の積み残し案件、独立行政法人に係る業務、こう
したものについて御検討いただくというものでございます。

具体的な検討テーマにつきましては、(2)の「新規テーマ」につきましては、法第

二条第4項第一号イからニに掲げる「施設の設置、管理、運営」「研修」「相談」「調査・研究」、こうした業務について御検討いただくというのが1点目です。

2点目、民間等要望の積み残し案件でございますが、昨年8月に法律施行後、初めて法に基づきまして、民間や地方自治体から要望を受け付けたわけでございますが、これらにつきまして、昨年監理委員会でヒアリングを実施したのみで、具体的にまだ対象事業にはなっていない業務、または、未だヒアリングすら実施していない業務について再度検討を行うということを考えさせていただいております。

3点目でございますが、独立行政法人につきましましては、23ある平成19年度見直し対象の業務を中心に御検討いただくということでございます。

「2.当面の進め方」でございますが、まず「(1)新規テーマ」につきましましては、本年夏ごろに改定を予定しております基本方針に向けまして、当面は施設の管理・運営と研修の2つにつきまして御検討いただくということを考えております。

具体的には、各省庁に対しまして、施設・研修それぞれの業務について自主的な見直しを依頼し、「市場化テスト」の対象となり得る業務の提案をお願いするということで、本年4月以降、順次ヒアリング等を実施していくというものでございます。

施設の管理・運営につきましましては、主として一般庁舎、特に検討をお願いしたいと考えておりますのが、東京23区内の大規模な庁舎、更には研修教育施設というものでございます。

また研修業務につきましましては、主に各府省で実施している国家公務員向けの研修、特に、外国語・財務・接遇等の一般的なスキルの構築に係る研修というものを考えております。

2枚目でございますが、(2)の民間、地方自治体からの要望の積み残し案件につきましましては、当面事務局で検討を進めさせていただいて、必要に応じて各府省に対するヒアリングを実施していただきたいと思っております。具体的には、昨年ヒアリングを実施してはおりますけれども、いまだ対象事業に至っていない業務、例えば広報・普及啓発業務といったものがございます。

また、許認可・検査でありますとか、内部管理業務、いわゆるバックオフィス業務、こうしたものについて、いまだヒアリング等を実施していないというものでございますので、これらにつきまして、事務局の方で当面検討を進めさせていただきたいと考えております。

3番目には独立行政法人でございますが、当面、19年度見直し対象の独立行政法人の業務につきまして、事務局において検討を進めさせていただき、必要に応じ各府省ヒアリング等を考えさせていただきたいと考えております。

資料2の参考1は、平成19年度見直し対象の独立行政法人ということで、各府省に本年度見直し対象法人について、ここに列記させていただいております。

もう一枚めくっていただきまして、資料2の参考2でございますが、これは昨年12月末に改定いたしました、公共サービス改革基本方針、これは閣議決定させていただいておりますが、特に独立行政法人に関する業務についての抜粋でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

小幡主査 それでは、これからの検討テーマについて事務局から説明がありました、専門委員の先生方、何かございましたら御自由に御発言をお願いいたします。

岡本専門委員 ちょっと後の方になりますけれども、いまだヒアリングを実施していない民間の要望積み残し案件ということですから、内部管理業務というのは具体的にどの範囲に入るのでしょうか。

事務局 具体的には、民間から御提案があったものの一つといたしましては、人事、給与、こうした業務について、現在は職員が自ら人事、給与に関する業務をしているわけではございますが、こうした業務について、具体的なシステムを構築した上で、それを「市場化テスト」の対象にできないか等の要望が出てきております。

更に、これをバックオフィス業務と言うかどうかはわかりませんが、例えば、いわゆる会計業務関係でございますが、補助金の交付業務ですとか、または委託費とか補助金業務が終了したときに、その年度末に監査といいますか、そういった業務をするわけではございますが、こうした業務について「市場化テスト」の対象にできないかといった要望が出ているという状況でございます。

岡本専門委員 わかりました。

小幡主査 今の補助金等の話は、内部管理を少し広げたような感じですね。

岡本専門委員 「等」と書いてあるということは、今いろいろと検討されている、既に民間から要望があった案件というのは、まだたくさんあるという趣旨が濁されているということですか。

事務局 民間要望も小さい要望から、なかなかこれは検討が難しいなというもので幅広いですので、ここですべて列記をできなかったものですから、あくまで「等」という形にさせていただいています。

岡本専門委員 でも、民間が要望している案件について議論するというのが、この趣旨だということですか。

事務局 「(2)民間等要望の積み残し案件」というのは、そういう趣旨でございます。

岡本専門委員 そうではないものは、新規という形で挙げられるということですね。

事務局 御参考までに申し上げますと、本年6月から新たに民間要望提案を別途受け付ける予定でございますので、まだこれは先の話でございますけれども、今後新しく出てきた要望等について、また改めてこの分科会等で議論するということは十分あり得るかと考えております。

岡本専門委員 民間要望があったものと、そうではないものというのは、対象範囲としては取扱いが同じですけれども、その後の対応というのがすごく違うような気がするんです。あくまでも、ここはテーマとして何が対象になり得るかという議論をまずやるということが、この分科会の議論ですね。

事務局 対象事業の選定については、民間要望提案をベースにさせていただきながらも、

必ずしも民間要望がないものについても、これまで監理委員会の方で御議論いただいて、具体的に対象事業に追加されたということもございますので、そこは監理委員会が積極的・能動的に審議するというのが国会の附帯決議でも入れられておりますので、そうした観点から監理委員会で積極的に御議論をいただいてきているという状況でございます。

小幡主査 民間提案の分は、ホームページにも出しているかと思いますが、表をプリントしたものを資料として各専門委員にお届けくださいますようお願いいたします。

事務局 ではお届けさせていただきたいと思います。

黒川専門委員 今の問題に関連して、多岐にわたって民間からの御提案があるのだと思いますけれども、先ほどの組織図で、公共サービス改革の中の公物管理とか徴収とか統計調査とか、こういうふうに対象分野で幾つか分科会ができています。

そうすると、民間からの御提案はいろんなところに広くわたっているということでしたけれども、それを事務局の方でそれぞれの分科会に合ったものだとすることを整理されて、それで今後その中から何か検討するというときには、我々の方には施設・研修に関連するようなものが上がってくるというようなイメージになるわけなのでしょうか。

事務局 これからの民間要望提案次第ではございますけれども、まず考え方といたしましては、おっしゃるとおり、民間要望提案を受け付けましたら、それぞれの分科会に振り分ける等の作業は事務局の方でさせていただきたいと考えております。

他方、必ずしも施設・研修等分科会という形で名称を付けさせていただいていますとおり、「等」というところには、若干幅広く解釈いただく可能性があるかもしれませんが、今後いわゆる施設・研修のみならず、例えば先ほど申し上げましたバックオフィス業務等について、今後この分科会で御検討いただくということも十分あるかと思いますが、これについてその都度委員の先生方と御相談させていただきたいと考えております。

黒川専門委員 そうすると、幾つかの分科会に関連するような御提案も、もしかしたらあると思うのです。そういう場合も共同でとか、そういうこともあり得るかもしれないということですか。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

黒川専門委員 わかりました。

2点目ですけれども、(3)に「独立行政法人」と出ております。細かいことは書いていないので、これからいよいよ本格的に腰を据えて検討していくということになるのでしょうかけれども、今後の方向として、総務省の政独委か各府省のレベルの独法の委員会との連携。私は政独委の方かなとはじめは思いまして、事務・事業の見直しに関連するということかなとは思ったのですけれども、ただ毎年の年度評価について、当該独立行政法人について詳細に見ているのは、各府省の委員会で、ここの「市場化テスト」の委員会が、業務の中身のかなり細かいところを「市場化テスト」したらどうかということであれば、場合によっては政独委ではなくて、各府省の評価委員会の方と連携ということもあり得るのかなと直感的には思ったので、そのあたりについて何か事務局の方で検討されているこ

とがあったら教えていただきたいのですが。

事務局 これまでの経緯を先に申し上げますと、昨年9月、監理委員会で独立行政法人の業務につきまして御議論させていただきましたが、その前提といたしましては、政独委の方で、独立行政法人の業務について「市場化テスト」の議論をされているということがありましたので、それを受けまして監理委員会でも御議論させていただきたいということでございます。

従いましてそういう意味では、政独委の方との連携と申しますか、議論の歩調合わせという面が、今まで多かったものでございますが、委員おっしゃるとおり、各府省庁の独立行政法人評価委員会があるものですから、そういった委員会との連携となり、事務局同士で議論を深めるということは、今後十分考えていきたいとは考えております。

黒川専門委員 事務局同士もそうですし、何かに詰まったら、各府省の評価委員の先生方で、民間委託とかのアイデアをお持ちかもしれない。ですから委員の先生方との懇談の場があれば、何か素敵なアイデアが出てくるかもしれないという気もしますので、ちょっと御検討いただければと思います。

小幡主査 独立行政法人については、もう少し後かと思いますが、やり方について、また更に詰めていただきたいと思います。

それでは、この議題はこの辺りにいたしまして、次の議題に移りたいと思います。

先ほども若干説明がございましたが、3月23日の監理委員会で決定されたのを受けまして、各府省庁に対して、施設の管理・運営、研修に係る業務について自主的に見直して「市場化テスト」の対象となり得る業務を提案してほしいということをお願いして、その回答が返ってきているということでございます。事務局からその内容について御説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、資料3と右上に振ってある「施設・研修業務に関する今後の検討の進め方(案)」について御説明をさせていただきます。

まず「1.施設・研修業務に関する提案依頼」ということで、これまでの経緯を御説明させていただきます。

先ほど御説明があったように、3月23日の官民競争入札等監理委員会で、施設・研修等分科会の進め方について御議論をいただきました。この中で、今年の夏に予定されている基本方針の改定に向けて、施設の管理・運営、研修に係る業務について、各府省に対して自主的な見直し、また「市場化テスト」の対象となり得る業務の提案を依頼するということについて決定がなされたところでございます。これを踏まえて、事務的に3月28日付で各府省に対して提案依頼を行わせていただきまして、基本的には4月中までに回答をいただいたということになってございます。

こちらの提案依頼の概要でございますが、まず施設の管理・運營業務ですが、国の行政機関が所有する一般庁舎、特に東京23区内の一般庁舎及び研修教育施設を「市場化テスト」の対象とすることについて、検討をいただけないかということをご各府省に対しお願いさせて

いただきました。

各省に検討いただく方向としては、施設の管理・運営業務には、警備・設備管理・受付・清掃等、多々あると思いますが、業務ごとに民間委託等が実施されているものを、官自らが実施している施設の管理・運営の総括業務も含め包括的な業務として複数年契約を前提とした「市場化テスト」の対象とできないか、ということでございます。

研修関連業務の方でございますが、こちらは国の行政機関が実施する国家公務員を対象とする研修業務、特に外国語・財務・待遇等の一般的なスキルについて検討いただくということでございます。

方向性といたしましては、こちらも施設の方と似たような形でございますが、既に個別に一部民間委託をされているところを、研修の企画なども含めて包括的に「市場化テスト」の対象とできないかということでございます。

検討依頼とともに、各府省庁にお示ししたのが、2枚おめくりいただいたところの資料3の別紙1及び別紙2です。こちらの方におよそモデルみたいなものを示させていただいたということでございます。

戻らせていただきまして、資料3の「2.各府省からの回答状況」でございますが、基本的に金融庁が、まだ回答をいただけていないわけでございますが、その他の府省からは回答をいただいております。こちらの施設及び研修業務を「市場化テスト」の対象とすることについて、完全に意思決定はできないものの、前向きに検討をいただくというようなことで回答をいただいているところが幾つかございます。

施設の管理運営業務に関して言いますと、内閣府、警察庁、経済産業省、環境省から前向きな回答をいただいております。研修関連業務については、警察庁から前向きな回答をいただいているということでございます。

逆に検討に後ろ向きといいますか、「市場化テスト」の対象とすることは不適切、もしくはなじまないといったような回答をいただいているのが、以下の他の府省庁でございます。

おめくりいただきまして「提案しない主な理由」ということでございますが、まず施設関連業務の方でございますが、特にこちらは中央省庁のことを言っていると思うわけですが、けれども、特殊機関、例えば警察だったりとか、いろいろあると思うのですが、そういった特殊機関が入居しているというところは、民間のビルと比べて極めて秘匿性が高いということで、包括的に民間委託の対象とするのは困難である、一般競争入札による個別発注をする方が逆にコストは安いのではないかと、「市場化テスト」の対象とするメリットがないのではないかと等の回答が来ております。

研修関連業務の主な回答としては、外国語であれば外国語の研修を包括化したとしても、事業規模が非常に小さいということで包括的に「市場化テスト」の対象としたとしてもコスト低減効果は余りないのではないかとといったような回答が主にございました。また、一般的なスキルに係る研修といっても政策に応じた相応の専門性があり、民間事業者の研修

をやっている事業者には担うことができないというような回答もございました。

「3. 今後の進め方」でございますが、まず、検討に前向きな回答をいただいている府省庁につきましては、完全にまだ意思決定をされているというところでもございませんので、今後「市場化テスト」の対象とする業務範囲、契約期間その他について幾つかの点に留意をしながら、事務的に折衝を行わせていただきまして、6月半ば目途ぐらいで、分科会の方に御報告させていただければと考えております。その中で、場合によっては必要に応じてヒアリングをさせていただくということもあるかもしれません。

留意点としては三つ挙げさせていただいておりますが、民間事業者の創意工夫が十分発現されるような業務の切り出しになっているか。民間事業者にとって「市場化テスト」の対象とした場合に、参入の障壁になるようなことはないか。あとは、サービスの質の確保の面等留意すべき事項はないかといったことがあろうかと思えます。

「検討に後ろ向きな回答の府省に対する今後の対応」でございますが、「市場化テスト」になじまないとする理由が、あまり説得的ではないなどと判断される府省庁については、今後分科会でヒアリングなどをさせていただければよろしいのではないかと考えております。

そうはいつでも全部の省庁をヒアリングするというのも、ちょっと時間的な制約もございますので、ヒアリングを実施しない府省についても事務的折衝のほか、必要に応じて、再度検討要請を行うとかといった対応が考えられるのではないかと考えています。

今後の具体的なスケジュールでございますが、これから5月～6月にかけて、事務的な折衝と分科会のヒアリングをさせていただくということで、7月以降、その内容について監理委員会の方にも報告をするとともに、夏頃の基本方針に向けて、何らかの「市場化テスト」の対象というものを決めていければいいのかと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。前向き、後向きというところで回答が出ておりますが、ただいまの事務局からの説明について御自由に御意見、御発言をお願いしたいと思います。

どうぞ、内山専門委員。

内山専門委員 前向き、後向きと両方あるということですが、ちょっと大きな話かもしれませんが、官僚というのは、自分の持っている権限を手放したくないという行動様式を持っていると言われているわけで、そのときに玉を出させるときには、インセンティブとサンクションの仕組みをしっかりと作ることが大事だと思います。インセンティブというのは、要するに玉を出すことに対して利益を与えるということです。これはいろいろありますけれども、例えば国で実現するかどうかわかりませんが、地方自治体なんかでは、節約した分の何割かを新たに予算を付けてあげるようなシステムもございます。財務省がどう言うかわかりませんが、例えばそういったインセンティブの仕組みがあり得るのではないのでしょうか、サンクションは出さないことについて何らかの不利益を与えることで

す。この場合、実質的なものとしてある程度実現可能なのは公表ということなのかという気がします。後向きな回答、しかも余りロジカルではないような回答をしているところに関して、「こんなことを言っていますよ、国民の皆さんどうですか」と言ってしまうというのは必要なのかなという気がいたします。

櫻井参事官 おっしゃるとおりだと思っています。したがって、ヒアリングをさせていただくところも、今のところ困難であるということをおっしゃっている省庁に来ていただくというのは、公開の場でやりますし、資料も全部公表されます。議論も全部公表されますので、その中で後向きといたしますか、難しいと言っている理由が本当に合理的なのかどうかということ世論の目にさらすという効果があると思っておりますので、情報公開は積極的にしていきたいと思っております。

内山専門委員 金融庁が未回答というのはなぜですか。

事務局 事務的なやりとりの中でのミスだと認識しています。

小幡主査 施設についてですが、できないという後向きの理由は、例えば内閣府、警察庁、経産省、環境省はできると言っているのに、他にできない理由がそれほどあるとはなかなか考えにくいですね。ですからその辺り、各府省庁さんはまだほかの府省の回答については御存じないわけですね。

事務局 知らないことになっております。

小幡主査 そうすると、情報提供、公開していくということも大事ですね。

櫻井参事官 おっしゃるとおりで、これはまだ検討中で、中でもいろいろと議論していただいているので、まだ公開するほどには煮詰まっていないということだと思いますけれども、しかるべき段階で、勿論できるところについても公開していただく。

そうしますと、これができるのならこれもできるのではないかと、ということ他府省庁にも言っていくことができますので、そういうアプローチは重要だと思っております。

岡本専門委員 提案しない理由というのは書かれますね。それは、当然我々からすれば、いろんなことを思うわけですが、これは説明責任なのですか。各府省庁とこの監理委員会の関係は、我々を納得させなければいけないということなんですか。

事務局 最終的な対象事業のアウトプットといたしましては、基本方針という閣議決定するものに入るかどうかになるわけですが、その基本方針は、基本的には内閣総理大臣、内閣府が案をつくって、それで各府省庁と協議の上、監理委員会の議を経て閣議決定をするということになっておりますので、当然ながら監理委員会の議を経るという前提といたしましては、分科会で十分御了解いただいているということが前提になると思っておりますけれども、当然ながら各省との間での事務的な折衝、ですから、各省も当然納得しなければいけないし、我々も納得しなければいけないというものだと理解しております。

岡本専門委員 というのは、こういう議論はいつも思いますが、ここで決めた対象分野に入るものは、説明責任を負う側が説明できなければ、自動的に対象になってしまうという割り方はされていないということですね。

事務局 現時点では自動的に対象になるということにはなっておりません。

岡本専門委員 自動的にというか、要するに内閣府と各省の間でお互い納得しない限り「市場化テスト」にはなりませんということですね。

事務局 はい。

岡本専門委員 ですから、各府省庁との折衝で対象分野が決まるというのであって、その前に対象分野を決めた抽象的な議論があって、対象に入りそうなものはすべて説明責任を負っている各省が説明できない限り、「市場化テスト」の対象になるというようなプロセスではないということですね。

事務局 はい。重点分野は現在6つ定めているわけですが、これについては各省の了解は特段取っておりませんが、監理委員会の方でお決めいただいたというものでございます。

小幡主査 重点分野とは前の話ですか。

事務局 そうです。監理委員会で今年2月に決めた6つの重点分野です。

岡本専門委員 別にこだわっているわけではないのですけれども、先ほどのインセンティブとサンクションの話にも関係するのですけれども、各府省庁にとって「市場化テスト」に載せるということのインセンティブは何でしょう。

事務局 それは、ケース・バイ・ケースだというふうに認識しておりますけれども。

岡本専門委員 例えば、今、民ができるものは民へとか、地方ができるものは地方へという議論が方向性としてオーソライズされていると思っておりますけれども、それに対して、これを言うとかあれですけれども、あくまでもキャッチフレーズにすぎないだけであって、実際にどうなのかといったときには、いろいろな議論が出るわけですね。いろいろな議論は当然だと思わなければならないけれども、その出し方として、各府省庁は自分から説明しなければ、市場化テストの対象になってしまうというのであれば、もう少し突っ込んだ議論は出てくるような気がしますが、お互いに合意がなされなければ前に進まないということであれば、その議論の深め方といいましようか、議論の真剣さといいましようか、そういうものが若干気になったものですから、今のような質問をさせていただいているのですけれどもね。

小幡主査 私の理解では、公共サービス改革法というのができたので、本来行政はその法律に基づいて、自らの業務を改革すべく「市場化テスト」に出すべきだと思います。ただおっしゃるように、相手の府省がどうしても嫌だといっても、こちらで決めたら、もうそれだけでやれることになってしまうのか、という御質問であれば、実はなかなかそうはなっていないわけです。

最終的には何らかの形では合意しているものが議を経て決められて閣議決定になると、その合意するところの過程において、本来、落合委員長がいつもおっしゃるのは、もしできないというのであれば、そちらが立証責任を負っているのだから、なぜできないのかという理由を十分委員会の側が納得できるような形で説明できなければ認められない

ではないかということです。常々、監理委員会で落合委員長もそうおっしゃって交渉しているわけです。

ですから、どの程度十分に、こちらが納得できるような、本当に民間でやるのは無理ですねということを説明し尽くせたかという、そこら辺の判断で、場合によっては、多少こちら歩み寄ることもありうるということは、一応考えられるのでしょうか。

岡本専門委員 私は「市場化テスト」を何が何でもしなければいけないという立場に立っているわけではないわけですが、委員として心構えしておかなければね。

櫻井参事官 法的に言えば、先ほど小幡先生がおっしゃったように、最後は閣議決定なものですから、御案内のとおり閣議決定というのは関係府省庁が全部一致をして合意をするということになっております。一方で考え方としては、本来各省庁がこれに限りませんが、一般的に行政をやるに当たっての説明責任を負っておりまして、そこは落合先生なんかよくおっしゃっていますけれども、基本的には各府省庁が説明責任を負うという考え方で十分に意を尽くしてほしいということで、ですから説明が終わった後というようなことは駄目だというポジションで各府省庁とは議論していただければ良いのではないかと思います。

合意ができないときに、監理委員会がこう思っているから直ちにできるかという、法的にはそうはなっていない。これは閣議決定という形でやる以上の法的な一種の限定はありますけれども、心構えとしては、各府省庁が説明責任を負うという考え方でやっていただくということが、本来想定しているところだと思っています。

小幡主査 この資料にもありますが、提案しない主な理由のところでも挙がっていることが、我々としてみれば、これは違うのではないかというのが多々あるわけですから、それについては、多分後向きのところからヒアリングを受けるときに、こういう主張をされるとお思いますので、それについて、そんなことはない、現にこうではないかというようなやりとりになっていくということです。

ですから合意といいましても、最後の最後いき着くと、確かに合意は要するという理解なのだろうと思いますが、あまり交渉の過程ではそこを思っていたかないで、論理的に詰めていった方がよいと思います。

内山専門委員 それに関して、こういった事例、役所が嫌がる権限委譲で、かなり成功した例だと思われるのは、恐らく小幡先生も参加されていた地方分権だと思います。あのときの経緯などを、我々も勉強して、どういったロジックで攻めるのが非常に有益な結果を生み出すのか。そういったことを振り返る作業がひょっとしたら必要かもしれない気がいたします。

小幡主査 そうですね。これは民間と自分とで、本当は官民競争入札をするというわけですから、はっきり言って、各府省庁にとってみると、自分も出て行って本当に競争することについてのためらいもありましょうし、そうすることによって、自分のやっている業務がどのような評価を受けるかということが非常に明確になってしまうのが、困る

ということもあるのかもしれませんが。なかなかそういうことで、官民競争入札まで行かなかったというのが、今までの現状としてあるわけです。

岡本専門委員 これは不勉強な話で恐縮ですけれども、仮に官民競争入札で官と民が競争した。官が負けたというときには、担当した公務員の方々は、今、法律上はどうなるのですか。

事務局 基本的には配置転換と新規採用の抑制というのを基本にしております。

櫻井参事官 その職務はなくなりますから、役所的に言うと、定員があるわけですね、その定員は基本的にはなくなりますので、それだけ定員が減るということに普通はなります。

岡本専門委員 そうすると、役所が存在していれば、辞める人がいなければ、余剰人員が出てくるということですね。

櫻井参事官 出てしまいますから、そうならないためには、結局、採用のところで調整をすることによって、全体として定員管理をしっかりしていくということになります。

岡本専門委員 前後で役所の業務内容というのは変わるのですか。というのは、新たな業務。

事務局 モニタリングするという部分においては監理・監督という業務については一部残ると思いますけれども、それ以外については、仮に官民競争入札をやって民間事業者が落札したら、その分は民間事業者がやって、官側にはモニタリングするという業務が残るとというのが基本的な整理になると思います。

小幡主査 それは民間委託も同じですけれども、官民競争入札の場合は、やってみた結果そうなる。民間競争入札の場合は、初めから分かっているところで、そこで定員を自ら調整した上で民間に出す。そういう違いになります。

内山専門委員 先ほど、私、権限を移譲するような言い方をしましたが、これは正確ではないですね。そうなるかもしれないけれども、官が結果として効率化されることによって、より国民のためによりサービスを提供できる、そういう仕組みになるわけです。ただ、定員が減ってしまうと、その分の予算も減るわけですね。

櫻井参事官 予算が減るかどうかは、入札結果にもよるわけですが、今までと同じ業務をやって、今までよりも効率的なやり方をすれば、当然それによってコストダウンになりますので歳出は減る。イギリスなんかだと、13~18 ぐらいの削減効果があると言われているということです。

内山専門委員 そのときに、私が先ほど申し上げたインセンティブが大事です。単に予算をもっていかれるだけではなくて、何かインセンティブを付与するような仕組みができるかどうか。これは多分この小委員会の範囲外ではあるでしょうけれども、その辺は将来的に組んでいく必要があるでしょうね。

黒川専門委員 不勉強ですけれども、今、岡本先生がおっしゃったところで、もし、仮に官が負けて民になったとしても、その後でサービスの内容が、今までより落ちていたというような判断があって、その後また元に戻るかもしれない。その含みはまだあるわけで

すか。

櫻井参事官 その含みはあります。

黒川専門委員 そうすると、とりあえず民になったとしても結果が出るまではまだ分からない。そういう経過的な状況というのはあるのですか。要するに、民になったからといって、即、今までの官の組織、どの程度の組織になるのかよく分からないわけですがけれども、それがすぐに人員が配置転換になるということに直接には結び付きませんか。

櫻井参事官 基本的には直接結び付きません。職務がなくなったところについては、基本的に職員の方に居てもらおうと、遊んでもらうことになってしまいます。それで、他のところに動いていただくなり、何なりをして、有効に他のところで活用していただく。したがって、先ほど申し上げた定員も基本的には減りますので、全体としては、その組織の定員は減るということになります。

一方で、その後、どうするかということになると、そのときに官民をやるのであれば、官の方で、そのための人員の手当を場合によってはする必要はあるということになります。

黒川専門委員 そうするとこういうようなものは、ただコストだけではなくて、サービスの内容、質がありますね。そこまで含めて、そこはどこが、事後評価というのでしょうか。

櫻井参事官 いろいろございまして、事前にまさに監理委員会の方でやっていただくのは、事業の選定だけではなくて、その選定された事業について、どういう実施方針の下に入札をするかということについても御審議していただくわけですね。その審議の一番のフォーカスは、まさに質の評価です。この業務を民間がやるにしろ、官民であれば、官がやるにしろ、ですけれども、どういう質が必要なのかということになるべく明確に定義をしていただく。それで、定義をしたものが実現できるような入札の仕組みになっているかということも御審議いただくということが一つございます。これは事前のプロセスです。

事後のプロセスとして評価をするということがありまして、これは一義的には各府省庁で評価をしていただくのですが、当然それをまたフィードバックしていただき、こちらで御審議をいただいて、初期の目的が達成されているかどうかということをチェックするわけですね。

場合によりましてけれども、入札であれば今やっているもので一番多いのは3年ぐらいの事業期間でありますから、事業期間終了後の3年後には、その次にまたやるのかどうかということを検討していただく。やるとしても今までと同じ実施方針でいいのか、やり方の工夫の余地が更にあるのではないかと、当然そういう調整が出てくると思いますので、それについても監理委員会の方で御審議をいただくということで、事前と事後にサービスの質のところの維持ができていないかどうかというチェックをしていただくということになっております。

黒川専門委員 まだ当委員会が発足してそんなに経っていないので事後評価の事例はな

いと思いますが、当分科会を含め、分科会は事前の選定及びマニュアルを作り、質の中身を決め、それから3年ぐらい経って、事後評価もここがやるのですか。

櫻井参事官 そのこのところで申し上げますと、先ほど冒頭に議論がありました、入札監理小委員会というのがございます。一応整理としては、この分科会で第一義的にやっていただくのは、事業の選定、すなわちどういう事業を入札の対象にするのかというところでございます。

今度は、選ばれたものについて入札をするための実施要項を作る。これについては入札監理小委員会が一応ありますので、そちらがメインになりますが、ただ、当然そこだけでは尽きない問題があるわけございまして、分科会の方にも関与していただく。一緒にやるか、あるいは入札監理小委員会の方に、こちらの委員の何人かにお入りいただくか、そこはケース・バイ・ケースだと思いますけれども、実質的には実施要項の審査のところも入っていただくということを考えております。

その次の事後の評価のところは、今、先生もおっしゃったように、事案がないので、我々も体制をまだ明確には考えていないわけですが、分科会または入札監理小委員会の方で、事後評価の件についても議論していただく。これはどちらでやるか、両方でやるかは議論しておりませんので、監理委員会にお諮りをした上で決めていただく必要があると思いますけれども、そこについても分科会が全く無関係だということは恐らくないと思います。そういう意味では、最初から最後まで関与していただくということになるかと思えます。

小幡主査 一番のミッションとしては選定というところ、つまり、何を対象とするかというところだと思いますけれども、当然サービスの質もございますので、後々までということでございます。施設については、既に個別に民間委託しているものが非常に多いと思うのですが、かえってセキュリティーなどの面でいうと危ないかもしれない。たくさんの業者が様々な入り方をしますからね。

ですから、今後各府省に聞いていくときに、民間委託を既に個々にしているというのであれば、実際にどういう状況なのかということも聞いてみると良いかもしれません。その上で、なぜ包括的に官民競争入札でできないのかということも知りたいような気がします。

それでは本日の分科会はこのあたりで閉じたいと思います。

(分科会終了)